株 式 取 扱 規 則

西日本旅客鉄道株式会社

#### 西日本旅客鉄道株式会社株式取扱規則

第1章 総則

(目的)

第1条 当会社における株式に関する取扱いについては、定款第11条 (株式取扱規則) の規定に基づき、この規則 (以下「当規則」という。) の定めるところによるほか、株式会社証券保管振替機構 (以下「機構」という。) 及び株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関 (以下「証券会社等」という。) が定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

- 第3条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第154条第3項に規定された通知(以下「個別株主通知」という。)を除く。)により行う。
- 2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載 事項の変更を行う。
- 3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録する。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第4条 株主は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構 を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。 (法人株主の代表者)

第5条 法人である株主は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構 を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を 機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった 場合も同様とする。

(法定代理人)

第7条 株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の定める ところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合 も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第8条 外国に居住する株主又はそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、 又は日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称及び住所 又は通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け 出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第9条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等及び機構を通じて提出された場合は、株主 本人からの届出とみなす。

(登録質権者)

第10条 登録質権者には、本章の規定を準用する。

第3章 株主確認

(株主確認)

- 第11条 株主(個別株主通知を行った株主を含む。)が請求その他株主権行使(以下「請求等」という。)をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの(以下「証明資料等」という。)を添付し、又は提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。
- 2 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。

- 3 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が署名又は記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要するものとする。
- 4 代理人についても第1項及び第2項を準用する。

## 第4章 株主権行使の手続き

(書面交付請求及び異議申述)

第 12 条 会社法第 325 条の 5 第 1 項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求(以下「書面交付請求」という。)及び同条第 5 項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等)

- 第 13 条 振替法第 147 条第 4 項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名又は記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。
- 2 前項の行使にあたっては別途定める当規則の細則に従う。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

- 第14条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当会社が定める分量は以下のとおりとし、当該分量を超えるときは、当会社が株主総会参考書類にその概要を記載することができるものとする。
  - (1) 提案の理由

各議案400字以内

(2) 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項 各候補者400字以内

(10を超える数に相当することとなる数の議案の決定方法)

- 第15条 株主が10を超える数の議案の要領を株主に通知することを請求する場合、会社法第305条 第4項前段の10を超える数に相当することとなる数の議案は、次の各号の定めに従い定める。 ただし、当該請求をした株主が当該請求と併せて提出しようとする2以上の議案の全部又は一 部について議案相互間の優先順位を定めている場合には、その定めに従いこれを定める。
  - (1) 株主の請求内容が横書きで記載されている場合 上から数えて定める。

- (2) 株主の請求内容が縦書きで記載されている場合 右から数えて定める。
- (3) 株主の請求において議案が秩序だって記載されていない場合その他前2号のいずれかに当 たるとは認められない場合

取締役会が定める。

# 第5章 単元未満株式の買取り

(単元未満株式の買取請求の方法)

第16条 単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

- 第17条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の 株式会社東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引 がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の 成立価格とする。
- 2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。 (買取代金の支払)
- 第18条 当会社は、別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に買取代金を支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

(買取株式の移転)

第19条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払手続きを完了した日に当会社の振替口座に振替えるものとする。

#### 第6章 単元未満株式の売渡し

(単元未満株式の売渡請求の方法)

第20条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる 数の株式を売り渡すことを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構 を通じて行うものとする。

(自己株式の残高を超える売渡請求)

第21条 同一日になされたもので先後不明な売渡請求の合計株式数が、当会社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての売渡請求は、その効力を生じないものとする。

(売渡価格の決定)

- 第22条 第20条の売渡請求の売渡単価は、売渡請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の株式会社東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。
- 2 前項による売渡単価に売渡請求株式数を乗じた額をもって売渡価格とする。

(売渡株式の移転)

第23条 売渡請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、売渡請求 をした株主が証券会社等を通じて、売渡代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたこと を確認した日に、売渡請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

(売渡請求の受付停止期間)

- 第24条 当会社は、次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各号に定める日までの間、売渡請求の受付を停止する。
  - (1) 3月31日
  - (2) 6月30日
  - (3) 9月30日
  - (4) 12月31日
  - (5) その他機構が定める株主確定日等
- 2 前項にかかわらず、当会社が必要と認めるときには、別に売渡請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

## 第7章 特別口座の特例

# (特別口座の特例)

第25条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

# 沿革

制定 1987年 7月13日

改正 1991年 8月30日

改正 1999年10月 1日

改正 2001年10月 1日

改正 2002年 6月26日

改正 2003年 4月 1日

改正 2004年 6月23日

改正 2006年 5月18日

改正 2006年 6月23日

改正 2009年 1月 5日

改正 2009年 6月23日

改正 2011年 5月18日

改正 2012年 3月13日

改正 2021年 3月29日

改正 2022年 9月 1日

改正 2024年11月1日